

## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）について（協議事項）

### 1 趣旨

国の令和4年度第二次補正予算分補助金「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消等促進等事業）」において、次の事業者が交付内定となりました。

これにより、近日中に当該事業者が国へ補助金の交付申請を行う予定ですが、当該申請に本協議会が策定する生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）を添付する必要があることから、添付の生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）について、御審議をお願いするものです。

### 2 事業者名

泉 聖子（介護タクシーありがとう） 広島県呉市西鹿田2-11-5

### 3 事業概要

スロープ付きタクシー車両（福祉タクシー）1台の導入

### 4 事業完了日（予定）

令和6年2月29日

### 5 事業費

総事業費：1,925千円（国費：600千円，事業者負担：1,325千円）

## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和5年 月 日

(名称) 呉市地域公共交通協議会  
(代表者名) 会長 江田 頼宣

1. 生活交通改善事業計画の名称
福祉タクシー車両導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
現在、呉市内には令和5年6月末現在で43台の福祉タクシー車両が存在するが、地域内の福祉タクシー車両を令和5年度末までに44台まで増加させる。また、今後も、誰もが利用しやすい福祉タクシーの導入を進めていく。
(2) 事業の効果
通院や買い物等でタクシーを利用する高齢者や障害者等の負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、外出機会の増加に伴う公共交通機関としてのタクシーの利用促進にも寄与する。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容) ※具体的に記載すること。 スロープ付きタクシー車両（福祉タクシー）（1台）
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) <b>※3区分すべてについて記載すること</b> 介護タクシーありがとう：身体・知的 各1割引, 精神 割引なし
(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について ※特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要 該当なし
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 該当なし
〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

(案)

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和5年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー 一車両導入 事業	1,925千円	600千円	0千円	0千円	1,325千円
	100%	31.2%	%	%	68.8%

※総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシー車 両導入事業												
	1台 交付決定後着手 ●————● 2月29日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年7月 日（第1回）（書面審議）

8. 利用者等の意見の反映

※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	広島県地域政策局交通対策担当
関係市区町村	呉市都市部交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	(公社)広島県バス協会, (一社)広島県タクシー協会呉支部 広島電鉄(株), 瀬戸内産交(株) 西日本旅客鉄道(株) 広島県呉警察署 広島県広警察署
地方運輸局	中国運輸局広島運輸支局 中国運輸局呉海事事務所
その他協議会が必要と認める者	名古屋大学大学院教授, 呉工業高等専門学校教授, 広島大学准教授 呉市自治会連合会 呉市老人クラブ連合会 呉市PTA連合会 市民代表 私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部

(案)

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県呉市中央四丁目 1 番 6 号

(所 属) 呉市都市部交通政策課

(氏 名) 小林 哲也

(電 話) 0823-25-3062

(e-mail) [kotusei@city.kure.lg.jp](mailto:kotusei@city.kure.lg.jp)